

山梨県公報

第二千六百四十三号

平成二十八年

十月十七日

月 曜 日

目 次

告 示

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報
取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………八四一

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八四二
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(二件)……………八四一
○職業訓練指導員試験の実施……………八四三

告 示

山梨県告示第三百二十九号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表中二十四の項を二十六の項とし、三の項から二十三の項までを二項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三 山梨県職員言語聴覚士 選考採用試験	同右	同右	同右
四 山梨県職員保健所長選 考採用試験	同右	同右	同右

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十八年十月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人いのちの教室

2 代表者の氏名 若尾久

3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条新田八百五十四番地

4 定款に記載された目的 この法人は、青少年に対して、教育機関に於ける出前授業「いのちの授業」を通して、命の大切さ、生きる意味、生きる価値への気づきを

提供する活動を行い、青少年の心の成長、生きる力、自己実現力を醸成し、以って、いじめ、不登校、自殺等の課題を抑制することを目的とする。又、教職員、一般の方々に対して、「いのちの授業」の講演、研修及び、安全と安心の街づくり事業等

を通して、地域社会全般におけるいのちへの取り組みの活性化を促し、健全かつ持続可能な社会生活環境の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年十月七日から同年十二月六日まで

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年十月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市芦垣字はいた沢二二八一、一二八二、一二八五、一二八六、一二九二	安藤昌一、池田登作、安藤ヤマ江
上野原市西原字尾名手七三四一の二	原島岩吉、降矢卯之助、古家清一
上野原市野田尻字数珠ヶ沢二二〇六一	網野裕巳、織田一男、中村幸明、利智利一
上野原市野田尻字数珠ヶ沢二二〇六三	藤原保男
上野原市野田尻字数珠ヶ沢二二〇六五	尾形宗太郎、小田義郎、志村昭吾、志村昭義、志村知男、志村春男、志村房夫、平賀文雄
上野原市野田尻字数珠ヶ沢二二〇六六	阿部新一郎、阿部正義、太田一子、尾形忠、佐々木好子、佐渡茂、杉本俊雄、中川春孝、守屋峰雄
上野原市桐原字湯口一三五七六（次の図に示す部分に限る。）	厚森力、大窪好一、大久保節男、水越正平
上野原市桐原字湯口一三五七六の二	長田虎之甫

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月八日農林水産省告示第七百七十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十八年十月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市秋山字西棚ノ入一三〇八一、一三〇八二、一三〇八五、一三〇八六、一三〇八七	上野滝次郎、上野正次、藤本春信
上野原市秋山字西棚ノ入一三〇八五の二、一三〇八五の三	上野滝次郎、上野正次、藤本春信、杉本正明
上野原市桐原字井ノ入四一三五の七	長田秋雄、長田九造、長田市、清水芳郎、吉村タケ、和田宗治

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月八日農林水産省告示第七百十六号

● 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十八年十月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
- 1 次の職種について、学科試験を行う。
 機械科、電子科、和裁科及び建築科
- 2 学科試験の科目は、次のとおりとする。

職種	学 科 試 験 の 科 目	
	関 連 学 科	指 導 方 法
機械科	一 系基礎学科 1 機械工学(機械要素及び機構と運動) 2 材料(材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤) 3 工作法(NC加工法、機械工作法、治具及び工具) 4 測定法(測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験) 5 安全衛生(安全管理及び衛生管理) 二 専攻学科 1 加工法(切削加工法、研削加工法、金型工作法及び精密加工法) 2 機械製図(機械製図法、機械設計法及びテクニカルイラストレーション)	一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

電子科	和裁科	建築科
一 系基礎学科 1 電気理論(電気磁気学並びに直流及び交流理論) 2 電子工学(デジタル回路、アナログ回路、半導体工学及び測定法) 3 電気・電子機器(電気機器及び電子機器) 4 材料(電気材料及び電子部品) 5 安全衛生(安全管理及び衛生管理) 二 専攻学科 1 通信工学(情報理論、通信システム方式、伝送工学及び通信処理) 2 機器設備(端末設備、伝送交換設備及びネットワーク) 3 制御工学(制御理論、数値制御及びコンピュータ制御) 4 工作法(電子回路の設計、電子機器の組立て並びに修理及び調整法)	一 系基礎学科 1 裁縫知識(裁縫工程、裁縫用具及び見積り) 2 縫製法(縫製法及び縫製用材料) 3 安全衛生(安全管理及び衛生管理) 二 専攻学科 1 和裁法(裁縫工程、和服の種類及び裁縫法) 2 被服学(被服史、被服論、被服科学及び服装美学)	一 系基礎学科 1 建築工学(構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図及び関係法規) 2 安全衛生(安全管理及び衛生管理) 二 専攻学科 1 建築設計(建築設計、設備設計及び建築計画)

<p>2 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法並びに仕様及び積算）</p> <p>3 材料（建築用材料）</p>
--

3 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

1 職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の免除を受けることができる者であつて、次のいずれかに該当するもの（機械科、電子科、和裁科及び建築科以外の職種にあつては、同項の規定により学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものに限る。）

(一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(一) 成年被後見人又は被保佐人

(二) 禁錮以上の刑に処せられた者

(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験の免除

実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
		免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
		免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
		職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部	に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法	
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	学科試験のうち指導方法	
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学	

以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者

免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者

免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者

免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第百十五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者

省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる十一の三に
掲げる免許
職種

省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる十一の三に掲げる免許職種	省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験
----------------------------------	-------------------------

四 試験の日時及び場所

1 日時 平成二十九年一月二十日（金）午前九時

2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス

五 受験手続

1 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚（申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートル、横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼

り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類

2 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

3 申請書類の提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材育成課（郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。）

4 申請書類の受付期間

平成二十八年十月三十一日（月）から同年十一月十八日（金）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同年十一月十八日（金）までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料

三千円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。）

6 受験票の交付

受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合否判定の基準

1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表

平成二十九年二月十三日（月）午前十時に山梨県庁東側掲示板（スクランブル交差点脇）及び山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に合否を書面で通知する。

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材育成

課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に関する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。

3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（甲府市丸の内一

丁目六番一号（電話〇五五―二三―一五六六）に問い合わせること。